

第1章 調査概要の整理

1. 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により創設された制度で、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）を示すものです。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれぞれを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画です。

□市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）

- | |
|---|
| <p>第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。 |
|---|

本町においては、上位計画となる「第6次大河原町長期総合計画」の策定を踏まえ、長期的な視点に立つとともに仙南広域圏での位置づけや人口動態、時代の変化等を踏まえながら今後の都市全体の将来像や土地利用、交通体系等のあり方について総合的な方針を定めることを目的として大河原町都市計画マスタープランを策定しました。

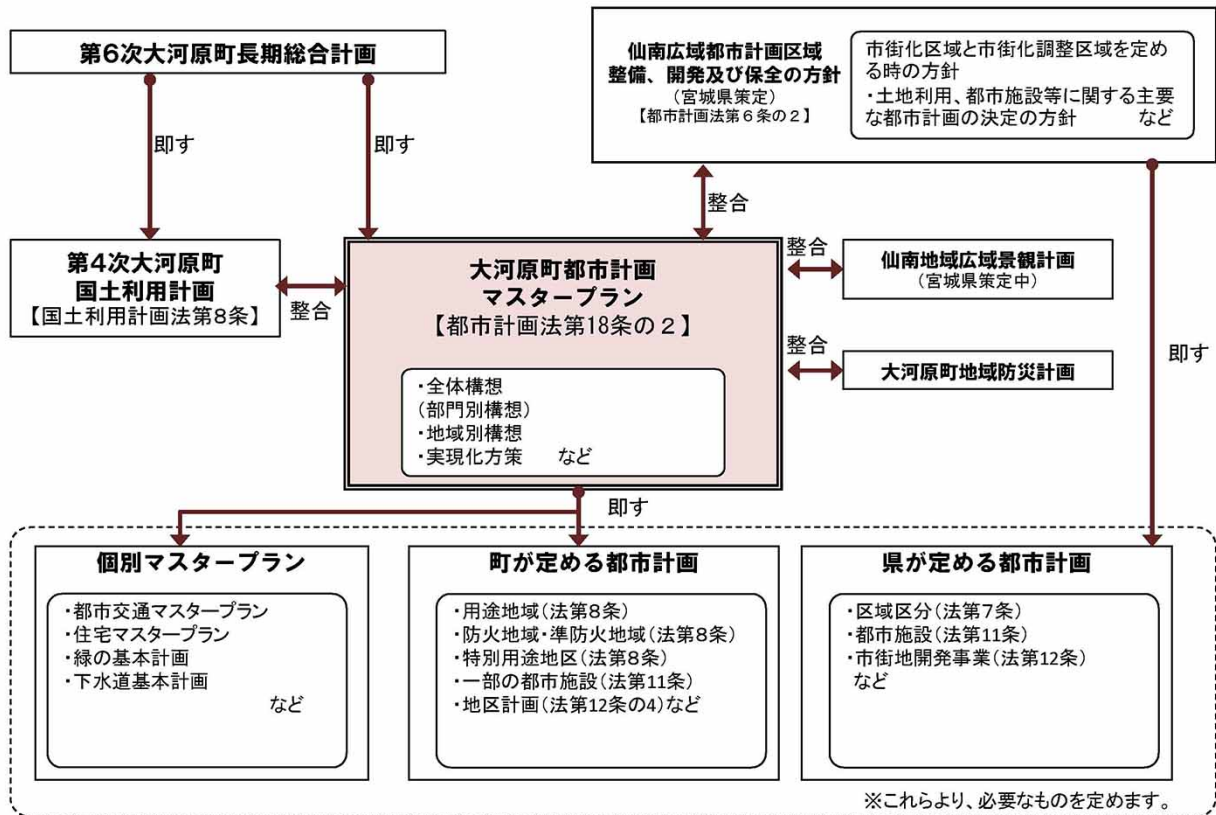
2. 計画の位置づけ

大河原町都市計画マスタープランは、「第6次大河原町長期総合計画」に掲げる将来像を踏まえるとともに、さらにその先を見据えた将来像を実現していくために必要となる都市計画の基本的な方向を明確にします。

この計画は、「仙南広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」「第4次大河原町国土利用計画」等との整合のもと、社会経済情勢の変化や時代の潮流等を踏まえ策定するものです。

個別のマスタープランや町の定める都市計画などは、今回定める「大河原町都市計画マスタープラン」に即して行うものとなります。

図 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

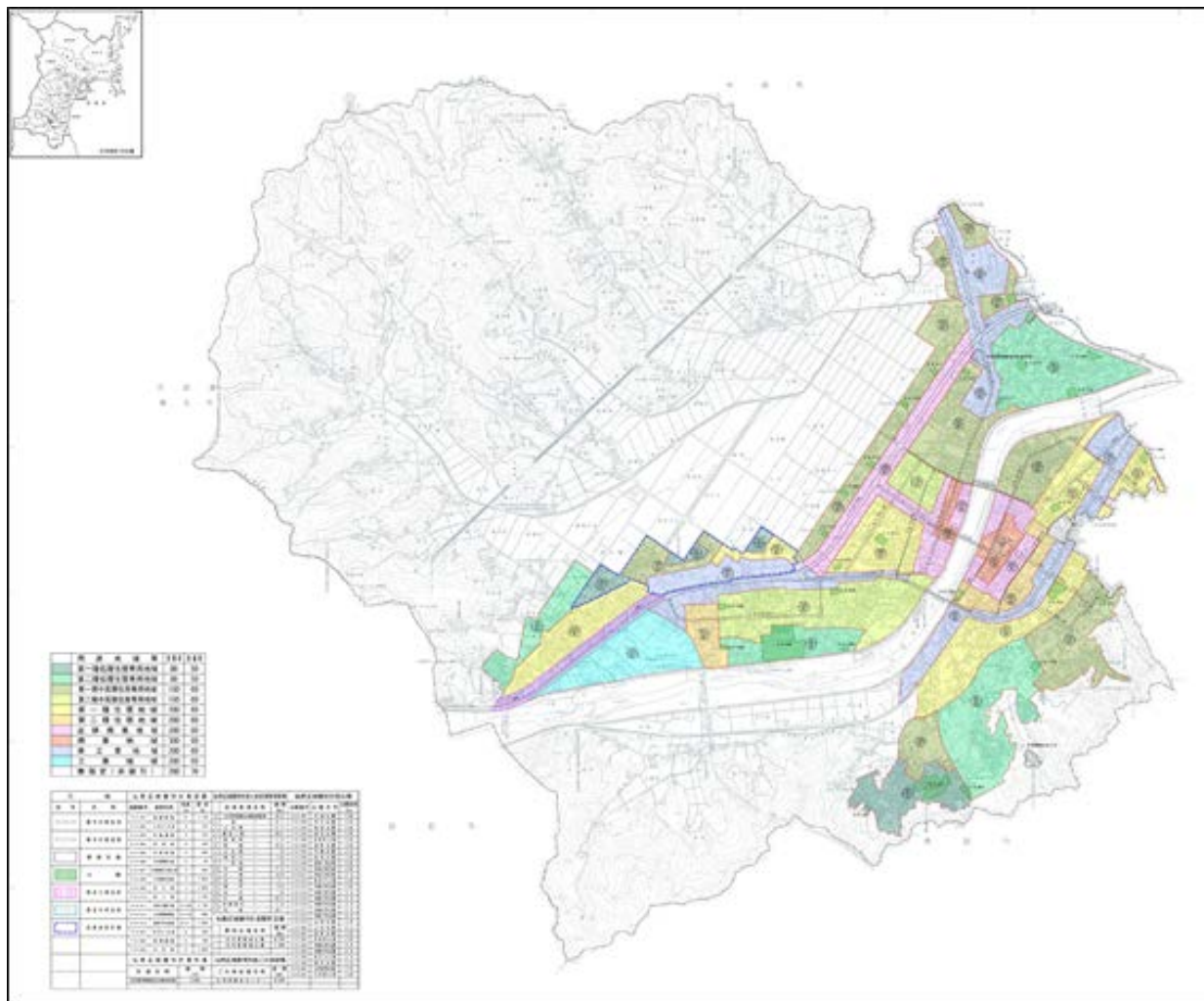


3. 対象区域と目標年次

(1) 対象区域

本町は、全域が「仙南広域都市計画区域」に含まれることから、町全域を対象区域とします。

図 1-1 対象区域（都市計画区域）



(2) 目標年次

本都市計画マスタープランは、上位計画となる長期総合計画との整合を図るため、2019年度から2028年度までの10年間とし、2023年度を中間年次とします。